



## 1 本校におけるいじめ防止等のための目標

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。  
「いじめ防止対策推進法第2条」

- (1) 生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、いじめが行われなくなるような協力体制を確立する。
- (2) 生徒に対していじめが許されない行為であることを十分に理解させるとともに、いじめを認識しながら放置しないことの重要性を認識させる。
- (3) 生徒をいじめに向かわせないための未然防止、いじめに適切に対応していく早期発見・早期対応に教職員・保護者等が一致協力して、いじめ問題の克服に向け組織的に対応する。

## 2 いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

### (1) 基本的考え方

教職員がいじめの問題についての共通認識を図るため、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修や、スクールカウンセラー等の専門家による研修、「チェックリスト」を活用した事例研究等を計画的に実施する。

いじめはどの生徒にも起こりうる、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうるという危機意識を全ての教職員で共有し、生徒が安心して様々な活動を行うことができるよう、授業やホームルーム活動等を通じて、コミュニケーション能力を高め、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育て、「いじめが起こりにくい、いじめを許さない環境づくり」に取り組む。また、部活動の場でのいじめを防止するため、部活動顧問は日頃から部員の人間関係を十分に把握し、望ましい関係づくりに取り組み、活動内容及び方法や部室の使用について適切な指導を行う。また、発達障がいや性同一性障がい等で、きめ細やかな対応が必要な生徒についても教職員等へ正しい理解の促進を図る。

### (2) いじめ防止のための実態把握

#### ア 教職員の気づき

生徒やホームルームの様子を知るためには、教職員の気づきが大切である。授業やホームルーム、部活動その他の活動の中で、生徒たちの言動から置かれた状況や精神状態を察することのできる感性を高めていくことが求められる。

#### イ 実態の把握

個々の生徒の状況を把握した上で、いじめ問題への具体的な対策を立てる。そのために、生徒・保護者等へのアンケート調査等を行い、実態を把握する。また、配慮を要する生徒については教職員で情報を共有し、共通理解を図る。

### (3) 互いに認め合い、支えあい、助け合う人間関係づくり

#### ア 生徒からの信頼

生徒は教職員の挙動に注目している。教職員の不適切な言動や認識が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、生徒の模範となり信頼されることが求められる。

#### イ 教職員の協力・協働体制

いじめを生まないホームルーム経営や教育活動を学校全体で推進していくためには、教職員の共通理解と気軽に話のできる職場の雰囲気づくりが大切である。授業やホームルーム経営、生徒指導等について研鑽を積み、生徒と向き合う時間を確保し、心の通い合う学校づくりを推進する。

#### ウ いじめに対する正しい理解

生徒自らがいじめの問題について学び、主体的に考え、「いじめられる側にも問題がある」といった間違った認識や発言が起これないように指導する。また、生徒会活動等、生徒自らがいじめ未然防止に取り組むことを推奨する。

#### エ 自己有用感や自己肯定感を育む

学校生活の様々な場面において他者と関わる機会を設定し、それぞれの違いを認め合える人間関係づくりが大切である。その中で、「人の役に立った」「こんなに認められた」という経験が、生徒を成長させる。また、教職員の生徒への心のこもった言葉かけが、自己有用感や自己肯定感につながり、生徒の変化を促す。

### (4) 人権を尊重し、豊かな心を育てる

#### ア 人権教育の充実

いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを生徒に理解させることが重要である。また、生徒が他者の痛みを思いやることができるよう、生命尊重の精神や豊かな人権感覚を育み、人権意識の高揚を図る。

#### イ 道徳教育の充実

生徒の未発達な考え方や道徳的判断力の低さから「いじめ」が起こりうる。いじめの問題は他者を思いやる心や人権意識の欠如から起こるものであり、人間性豊かな心を育てることが重要である。生徒の実態に応じた教材等を検討した上で、道徳教育を充実させる。

### (5) 保護者等や地域への働きかけ

保護者等に対していじめの実態や指導方針等について説明し、意見を交換できる機会を設ける。また、家庭での教育の重要性を理解していただくための広報活動を行う。

## 3 いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取組等）

### (1) 基本的考え方

いじめは潜在化しやすいので、ささいな兆候でもいじめではないかと疑いを持って、

生徒からのサインを見逃さない。早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを積極的に認知する。

## (2) いじめの早期発見のための措置

### ア 生徒の実態の把握

定期的に行う学校生活に関するアンケート調査等で生徒の実態を把握する。その際に、生徒が事実をありのままに訴えられるよう、実施方法や調査内容を工夫する。

### イ 保護者等との連携

家庭生活に関するアンケート調査や保護者面談等を通じて、家庭での生徒の様子を把握する。また、保護者等が相談しやすい雰囲気を作るために、日頃から生徒についての情報共有を積極的に行う。

### ウ 日常の情報収集

アンケートに限らず、面談や授業、ホームルーム活動において、生徒の変化を見逃さず、実態把握に努める。また、教職員間で収集した情報共有を積極的に行う。

### エ 情報の共有と組織的対応

教職員間で収集した情報を共有するために、生徒支援・いじめ対策委員会等の組織を活用し、情報が共有できる体制を整える。

## 4 いじめに対する措置（発見したいじめに対する対処（ネット上のいじめを含む））

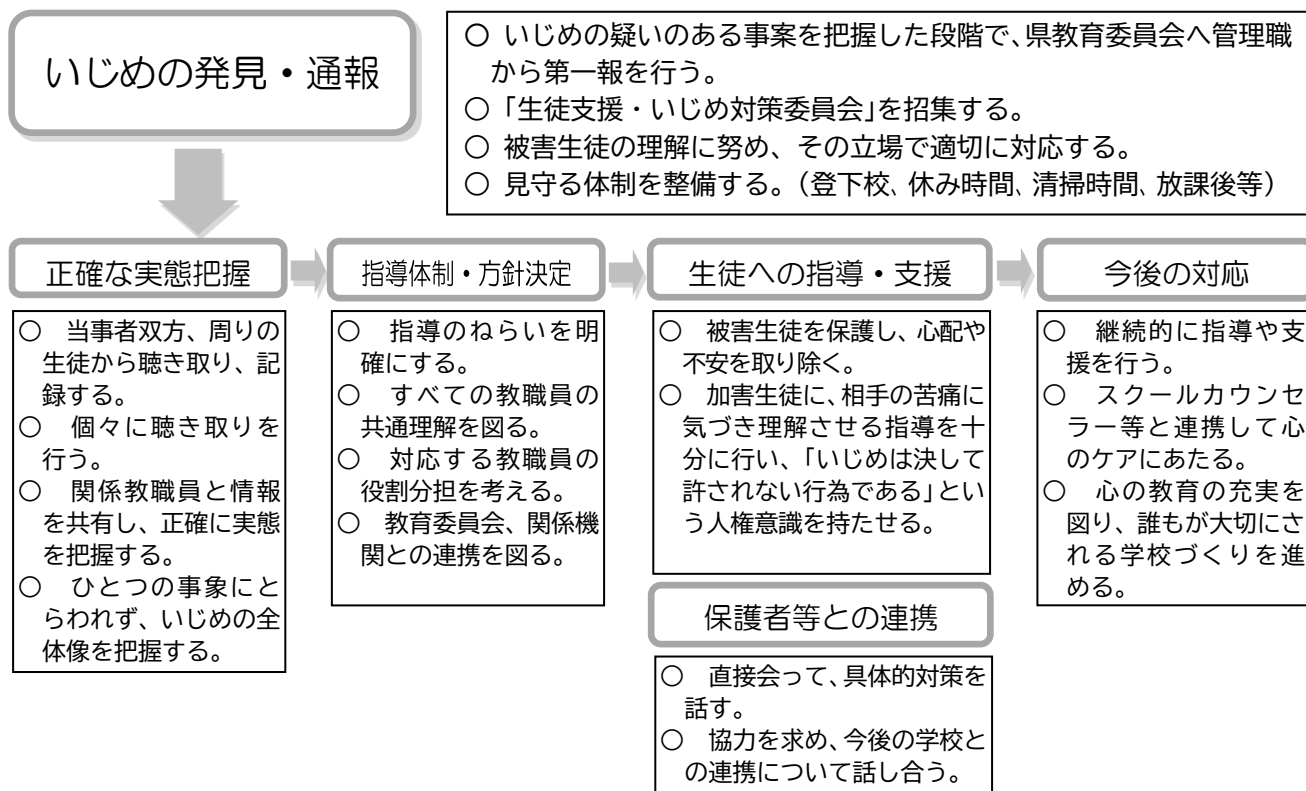
### (1) 基本的考え方

いじめの発見・通報を受けた場合は、個々の教職員で抱え込まない。いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、必ず生徒支援・いじめ対策委員会において組織的に行う。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するかどうかを判断するものとする。

指導に当たっては、心理的又は物理的な影響があると思われる行為を受けているにもかかわらず、心身の苦痛を感じない者や心身の苦痛を感じていても、周囲の反応を恐れて、いじめられていることを表出できない者もいることを配慮し、被害生徒を守るという立場に立って適切に対応する。また、インターネットや携帯電話等を利用したいじめに対しても、ネット上のトラブルについて動向を把握し、保護者等と連携した取組を行うなど適切に対応する。

加害生徒の指導の際には保護者等の理解と納得の上、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、生徒が健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。また、生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に配慮して以後の対応を行っていく。必要に応じて、医療機関を含む専門機関と連携して対応に当たる。

## (2) いじめの発見・通報を受けたときの対応



※ 部活動において顧問等がいじめを発見又は通報を受けた場合も上記と同様の対応を行う。

※ 部活動指導員、非常勤講師にも上記の対応を周知する。

## (3) いじめられた生徒又はその保護者等への支援

### ア 生徒に対して

- (ア) 事実確認とともに、つらい気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- (イ) 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- (ウ) 必ず解決できる、解決させるということを伝える。
- (エ) 自信を持たせる言葉かけを行い、自尊感情を高めるよう配慮する。
- (オ) 安心して教育を受けられる環境を確保する。

### イ 保護者等に対して

- (ア) いじめを発見したら速やかに家庭訪問等を行い保護者等と面談し、事実関係を直接伝える。
- (イ) 学校の指導方針を伝え、今後の対応について理解を得る。
- (ウ) 保護者等のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- (エ) 保護者等と連携を取りながら、解決に向かって継続して取り組むことを伝える。
- (オ) 家庭での生徒の変化に注意してもらい、ささいなことでも相談するよう伝える。
- (カ) 必要に応じて専門機関等の協力を得る。

## (4) いじめた生徒への指導又はその保護者等への助言

### ア 生徒に対して

- (ア) いじめた気持ちや状況などについて十分に話を聞き、いじめの背景に目を向け指導する。

(イ) 心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめは「人として決して許されない行為である」ことやいじめられた側の気持ちを理解させる。

イ 保護者等に対して

(ア) 正確な事実関係を説明し、いじめられた生徒や保護者等のつらく悲しい気持ちを伝え、今後の指導に対する理解を求め、学校と保護者等が連携して対応できるよう協力を求める。

(イ) 「いじめは人として決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。

(ウ) 生徒の変容を図るために、今後の関わり方等を一緒に考え、具体的な助言を行う。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

ア 当事者だけの問題にとどまらず、ホームルーム及び学年、学校全体の問題として捉え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。

イ 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を、ホームルーム・学年・学校全体に示す。

ウ 周りで見ていたり、はやし立てたりする行為もいじめを容認するものであることを理解させる。

エ いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。

オ いじめに関する報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

カ 双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団関係を取り戻すよう働きかける。

(6) ネット上のいじめへの対応

ア インターネットの危険性を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める。

イ 未然防止には、本校の「生徒の携帯電話（スマートフォン等）について」に基づき、生徒の携帯電話（スマートフォン等）の使用を監督すべき保護者等と連携した取組を行う。

ウ 早期発見には、携帯電話（スマートフォン等）の使い方の変化など、被害を受けている生徒が発するサインを見逃さないよう、保護者等と連携した取組を行う。

エ 「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や法律違反等、事案によっては警察等の専門機関と連携して対応する。

(7) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。また、いじめ解消の判断については生徒支援・いじめ対策委員会での審議に基づき校長が判断する。

ア いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。また、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者または生徒支援・いじめ対策委員会での審議に基づき校長が判断し、より長期の期間を設定する。教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害生徒・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

イ 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者等に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

## 5 重大事態への対処（いじめ防止対策推進法・第28条関係）

重大事態とは、次に掲げる場合をいう。

1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

○「いじめにより」とは、上記1、2に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることをいう。

○「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

・児童生徒が自殺を企図した場合

・身体に重大な傷害を負った場合

・金品等に重大な被害を被った場合

・精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

○「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手することが必要である。

「いじめ防止対策推進法第28条」及び「いじめの防止等のための基本的な方針」から抜粋

### (1) 重大事態の発生と調査

ア 速やかに県知事、高校教育課及び関係機関へ報告するとともに、生徒支援・いじめ対策委員会において対応の検討等、校長を中心として組織的な対応をする。

イ 重大事態に対処し、今後の同種の事態の再発防止のため、該当の事案に対する調査を行う。場合によっては学校だけでなく、弁護士や精神科医等の専門的な知識を有する者からなる調査機関を設け、事案の調査を行う。

ウ 事案によっては、マスコミ対応も考えられるため、窓口を明確にして誠実な対応に努める。

### (2) 調査結果の提供及び報告

ア いじめを受けた生徒や保護者等に対して、調査結果等を適切に提供する。その際にいじめの経過及び事実が正確に伝わるよう文書を作成し、また、今後の同種の事態の防止策や保護者等の調査結果に対する所見が記載されたものとする。

イ 調査結果については、速やかに県知事や高校教育課及び関係機関へ報告する。

## 6 いじめの防止等の対策のための組織

(1) 組織の名称 生徒支援・いじめ対策委員会

(2) いじめ防止対策推進法・第22条に係る組織の役割と機能

ア 学校のいじめ対策基本方針に基づく取組を実践し、年間計画の作成・実行等を行う。

イ いじめの相談・通報の窓口としての役割を担う。

ウ いじめの疑いがある場合には、情報の収集と共有、関係のある生徒への事情聴取等を行い、支援の体制や対応方法等を決定する。

エ 学校のいじめ対策基本方針等について地域や保護者等への情報発信の役割を担い、連携協力を図る。

(3) いじめ防止対策推進法・第28条【重大事態】に係る調査のための組織の役割と機能

ア 当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

イ 事実関係の調査結果を基にして当該事態に対処し、同種の事態の再発防止策を講ずる。

## 7 学校評価

(1) 学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめの早期発見に関する取組やいじめを防止するための取組について検証し、学校評価に位置付ける。

(2) いじめの早期発見に関する取組に関すること

ア 毎月のアンケートの結果に基づいて、必要に応じて個人面談等の対応が実施できたか。

イ 生徒の出欠状況を的確に把握して、迅速かつ適切な対応ができたか。

(3) いじめを防止するための取組に関すること

ア 生徒の社会性やコミュニケーション能力を養い、他人の気持ちを共感的に理解し、互いを認め合うことのできる心を育てることができたか。

イ いじめに関する校内研修や職員会議等を実施して、組織的にいじめについての認識や情報を共有できたか。

ウ 生徒支援・いじめ対策委員会を中心として、学校のいじめ防止基本方針の検証を行い、必要に応じて見直すことができたか。